

## 草地生産性向上対策事業実施要綱

〔平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1976 号〕  
〔農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知〕  
改正 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2397 号  
改正 平成 25 年 5 月 16 日付け 24 生畜第 2540 号  
改正 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 1997 号  
改正 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1951 号  
最終改正 平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生畜第 1214 号

### 第 1 趣旨

配合飼料価格の変動に対応し、自給飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営の実現を図るためには、飼料作物作付面積の大部分を占める草地の生産性の向上を図ることが重要である。一方、近年、台風、長雨等の不安定な気象により牧草等の収量に大きな影響が出ており、自給飼料の安定的な生産に支障を来している。

このため、草地生産性向上対策事業（以下「本事業」という。）においては、不安定な気象に対応したリスク分散のための技術導入等による草地改良の取組に対して支援することにより、生産性の低い草地から安定的な高収量生産の確保につながる生産性の高い草地又は高収量作物作付地への転換を進めることとする。

### 第 2 定義

- 1 この要綱において「高収量作物」とは、トウモロコシ及びソルガム（グラスタイプを除く。）をいう。
- 2 この要綱において「高位生産草地等」とは、高品質かつ高収量な生産性の高い草地又は高収量作物作付地をいう。
- 3 この要綱において「リスク分散型草地改良」とは、牧草等の草種又は品種の転換、技術の導入等により、不安定な気象に対応して安定的な高収量生産の確保につながる高位生産草地等へ転換を行うことをいう。
- 4 この要綱において「調査分析」とは、リスク分散型草地改良に当たって必要な土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌硬度測定及び概況調査をいう。
- 5 この要綱において「事業参加者」とは、事業実施主体を構成する個々の農家等をいう。

### 第 3 事業内容

- 1 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業実施主体が(2)の事業に関連して行う、調査分析及び技術普及の取組に対する助成
  - (2) 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組に対する助成
- 2 本事業の補助率は、別表に定めるとおりとする。

#### 第4 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる民間団体とする。

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 公社（地方公共団体が出資しているもの）
- 4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- 6 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号））第23条第4項に規定する団体をいう。）
- 7 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
- 8 その他地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める団体

#### 第5 事業実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 事業実施主体は、地区（事業実施主体が一体的に事業を実施する地域的な単位をいう。）ごとにリスク分散型草地改良に係る計画（以下「改良計画」という。）を策定していること。
- 2 事業参加者は、生産局長が別に定める要件を全て満たしていること。

#### 第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成32年度までとする。

#### 第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、改良計画を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 改良計画に関して生産局長が別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

#### 第8 事業の評価

事業実施主体は、生産局長が定めるところにより、改良計画における成果目標及び目標年度の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

#### 第9 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

#### 第10 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。

#### 第11 事業評価の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

#### 第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

#### 附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度に2か年の高位生産草地等転換計画の承認を受け、かつ、平成27年度においても事業を実施することを予定している地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け生畜第 1214 号）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	補助率
1 事業実施主体が2の事業に関連して行う調査分析及び技術普及	調査分析及び技術普及に要する経費の1/2以内
2 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組	リスク分散型草地改良の取組に要する経費の1/2以内（10a当たりの上限金額は1.7万円とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない事由が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。）